

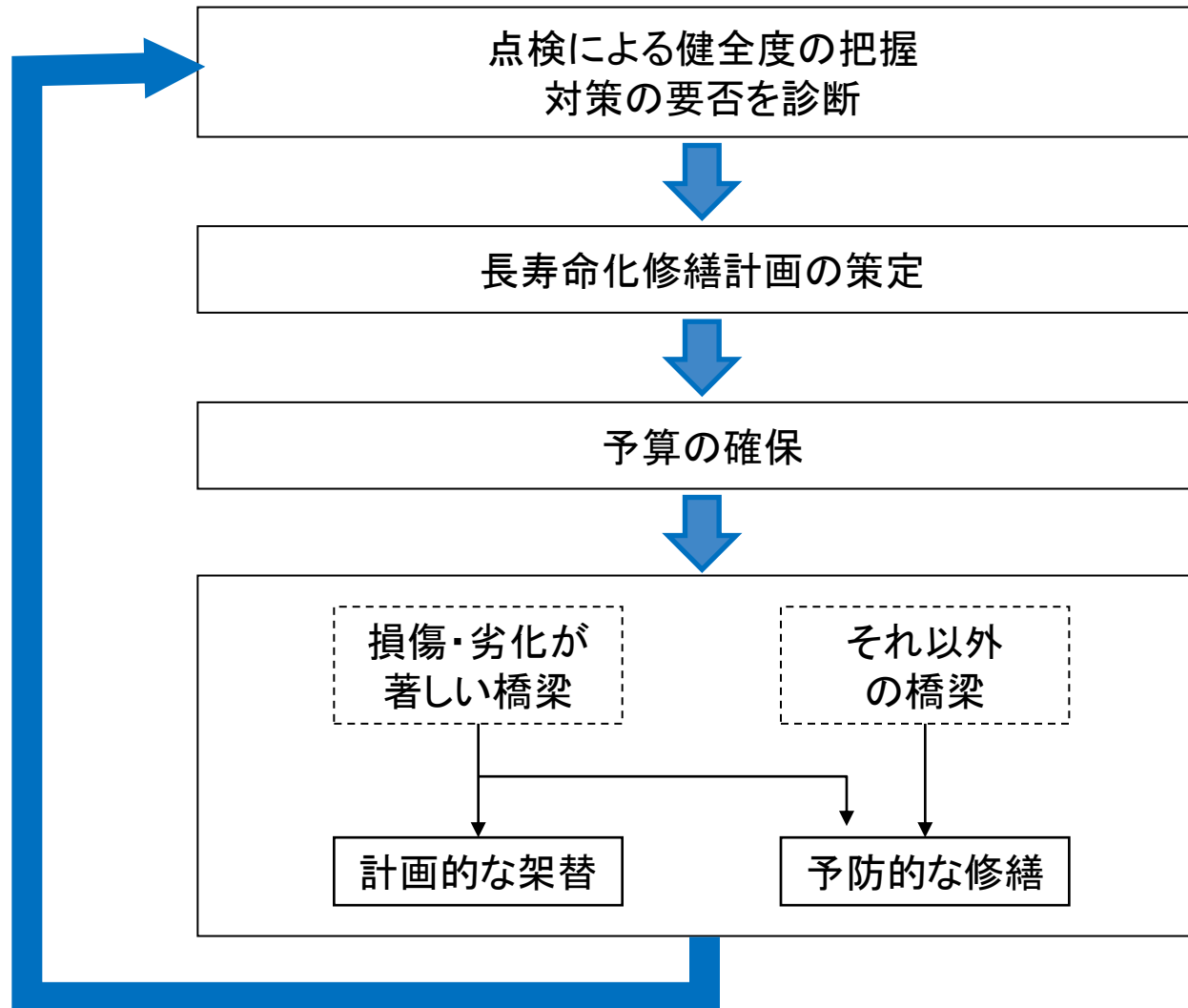
関連資料

「**建議 中間とりまとめ**」などを踏まえた
制度の見直しについて

維持管理における長寿命化のフロー（道路橋の例）

○点検・診断、計画策定、修繕のサイクルの着実な実施により、橋梁の予防保全の推進。

◆道路橋の長寿命化フロー

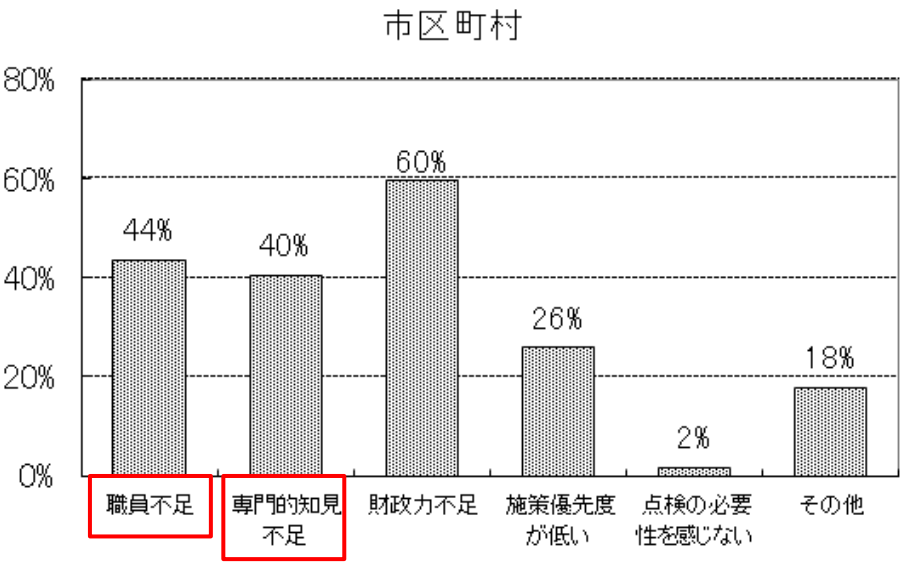


維持管理における市町村が抱える課題

○市町村へのアンケート結果では、国に求める支援施策は、「財政的支援」、「技術的支援」、「講習会・研修会の実施」が多い。また、点検の基準・評価方法にも差異が存在。

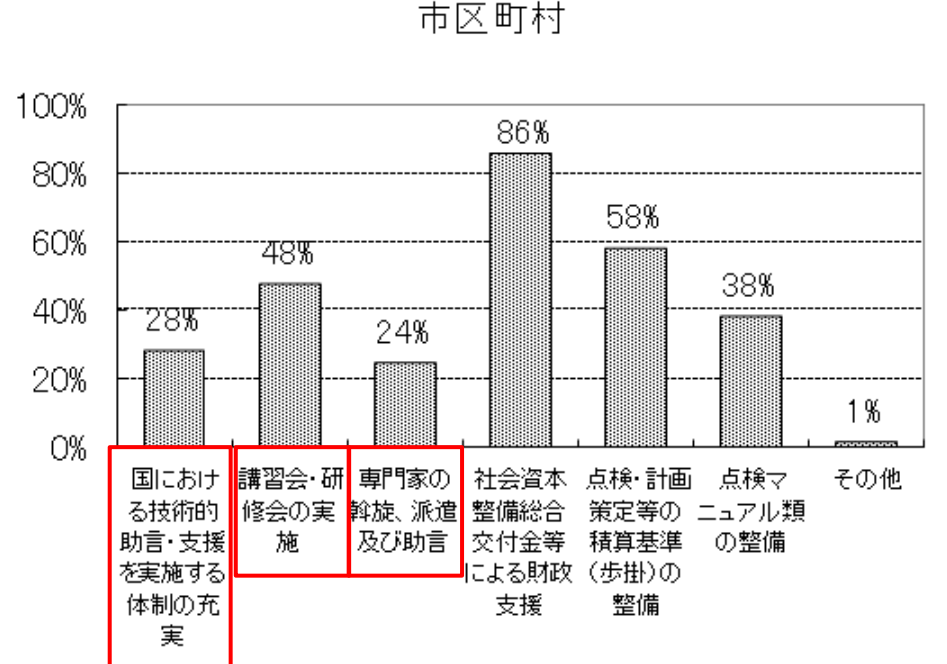
◆地方公共団体へのアンケート結果

問) 橋梁長寿命化修繕計画を策定していない理由は？



※ 複数回答有(有効回答数62)

問) 定期点検、長寿命化計画策定、橋梁修繕を進める上で、現在国が実施している技術支援、財政支援を含め、どのような支援が必要か？



※ 複数回答有(有効回答数1,630)

重量制限違反車両等による道路構造物への影響

- 重量の大きな車両ほど、道路構造物への影響は指数関数的に増大する。
- 点検・パトロール等で重大な損傷の予兆の発見に努めているが、実際に損傷している事例がある。
- 車両重量自動計測装置の計測の結果、計測車両の3割強が総重量制限を超過して通行している。
- 「特殊車両の通行に関する指導取締要領」(道路局長通達)の改正(3月1日施行予定)により、繰り返し違反した者への指導徹底を図ることとしている。

損傷事例

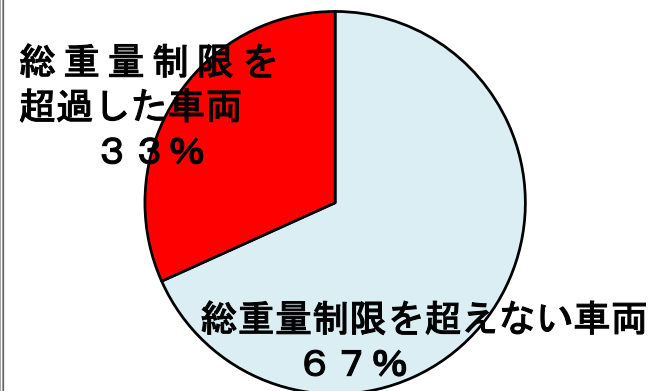


橋梁のコンクリート床版の損傷事例
(国道4号白河橋)



損傷(鋼材破断)の実例
(国道23号木曾川大橋)

違反の状況



※『総重量制限を超えない車両』とは、適法に通行している車両と特殊車両通行許可申請すれば適法となる車両です。

特殊車両通行許可について(特殊車両通行許可制度の概要)

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られている。
(規格を超える車両は原則通行できない)
- 車両の構造や車両に積載する貨物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられている。

特殊車両の例

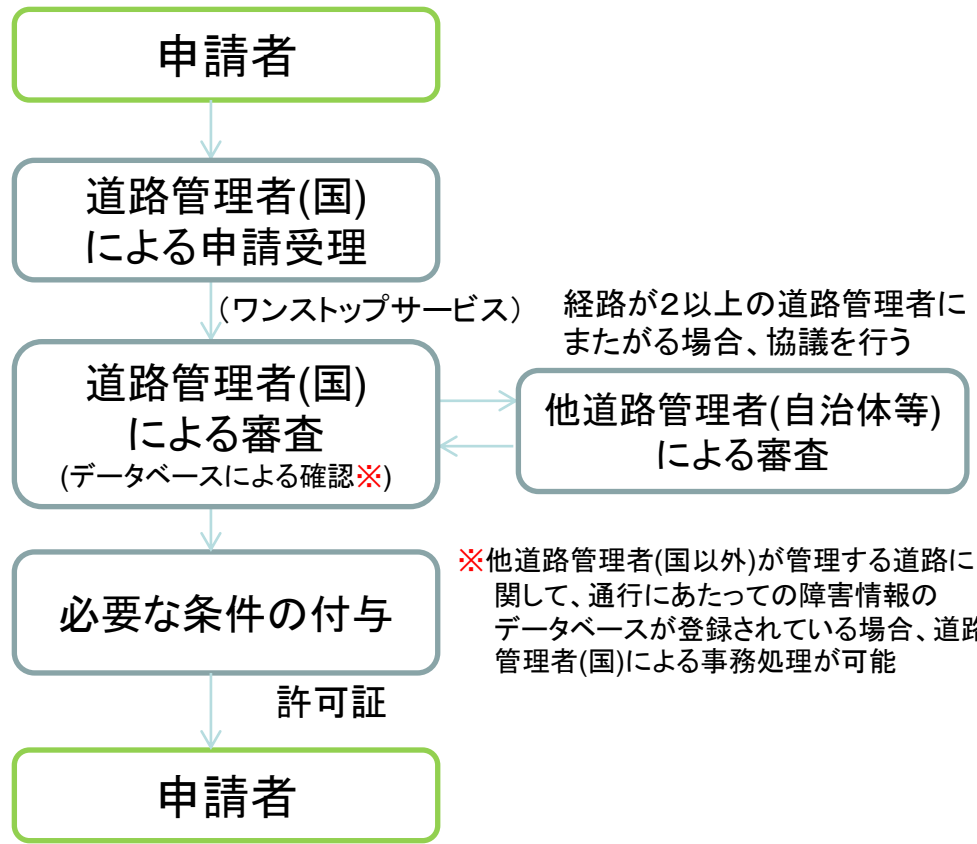
・車両の構造が特殊



・積載する貨物が特殊



特殊車両通行許可の手順



- 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
(約9万km)

・法的位置づけ

災害対策基本法第40条の都道府県防災会議において作成する都道府県地域防災計画における「輸送」に関する計画に位置づけられるもの。

また、地震防災対策特別措置法において、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができるようになっており、法第3条「緊急輸送を確保するため必要な道路」を当該計画に定めるものとしている。

・利用特性による区分

以下の3つに区分されている

①第1次

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

②第2次

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

③第3次

その他の道路

災害時の電柱倒壊等による道路閉塞の事例

○ 電柱・電線が、道路の防災性能の阻害要因となっている



阪神・淡路大震災



台風



東日本大震災



台風

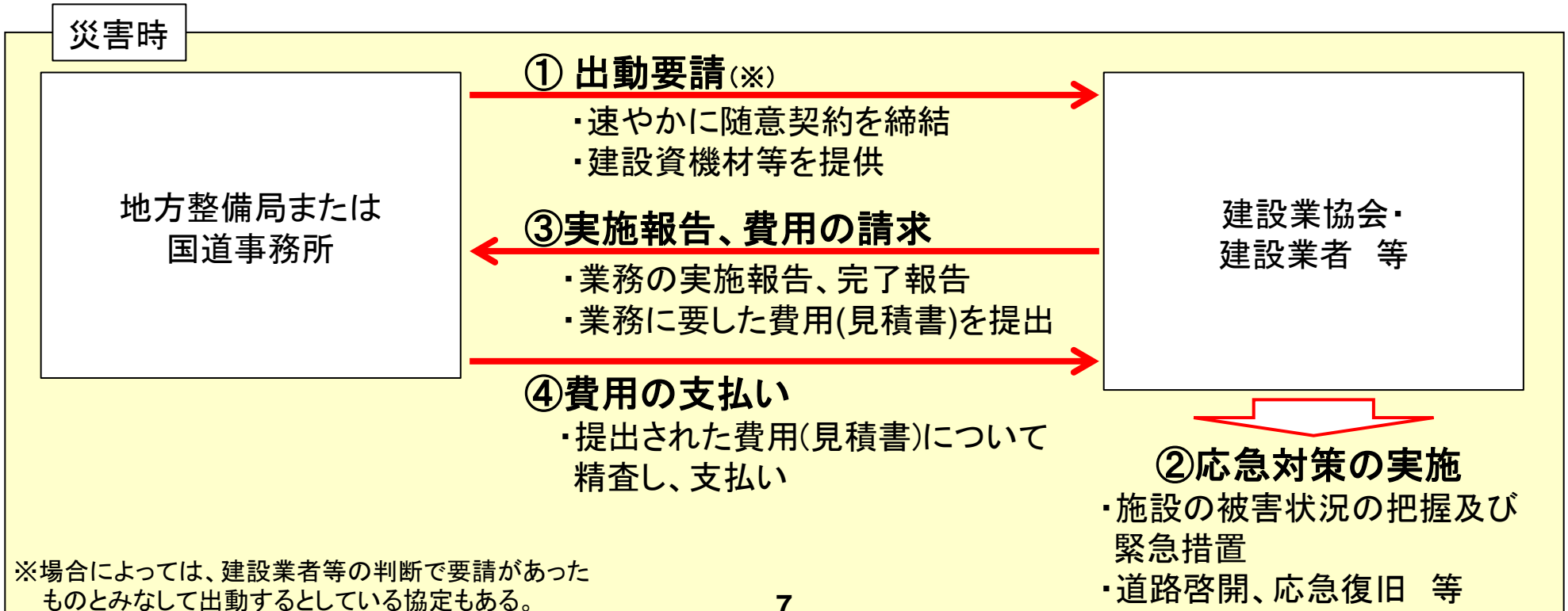
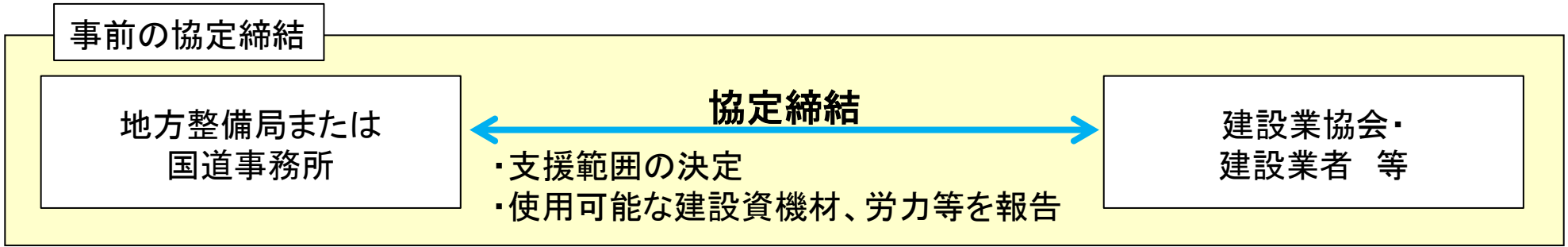


東日本大震災

災害時の協定について

○災害時に迅速な応急活動等が実施されるよう、地方整備局または国道事務所と、建設業協会・建設業者等とが予め応急対策に関わる内容等を取り決めておくもの。

<道路啓開、応急復旧等に係わる災害協定の例>



※場合によっては、建設業者等の判断で要請があったものとみなして出動するとしている協定もある。